

平成 25 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ  
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一  
(コード番号 4310 東証第1部)  
問合せ先 執行役員 原田 哲郎  
(TEL 03-5532-3200)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日付で全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うとともに、当社の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することといたしました。

なお、この株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数(平成 25 年 11 月 19 日現在)

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 株式の分割前の発行済株式数   | 96,825 株     |
| ② 株式の分割により増加する株式数 | 9,585,675 株  |
| ③ 株式の分割後の発行株式数    | 9,682,500 株  |
| ④ 株式の分割後の発行可能株式数  | 28,800,000 株 |

※ 上記株式数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成 26 年 3 月 14 日(金) |
| ② 基準日    | 平成 26 年 3 月 31 日(月) |
| ③ 効力発生日  | 平成 26 年 4 月 1 日(火)  |

### 3. 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、新株予約権の行使価格を平成 26 年 4 月 1 日(火)以降、以下のとおり調整いたします。

取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年 3 月 14 日	224,000	2,240
平成 17 年 9 月 12 日	443,000	4,430
平成 18 年 4 月 28 日	579,000	5,790
平成 22 年 1 月 12 日	62,000	620
平成 22 年 6 月 1 日	58,300	583
平成 22 年 11 月 12 日	56,700	567
平成 23 年 5 月 9 日	72,000	720
平成 23 年 11 月 21 日	57,060	571
平成 24 年 10 月 29 日	70,040	701
平成 25 年 8 月 9 日	140,200	1,402

### 4. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式数の数

「2. 株式の分割」の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日(火)

※ 上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日(木)をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

### 5. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条 2 項及び第 191 条の規程に基づく取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日(火)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株を 100 株とするため、第 6 条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 5 条の変更及び第 6 条の新設並びにこれにともなう条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現 行 定 款	現 行 定 款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>288,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,800,000株</u> とする。

(新設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第6条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とする。</u>
第6条～第48条(条文省略)	第7条～第49条(現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> <u>第5条の変更及び第6条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成26年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

以 上